

国民保護業務計画

平成26年9月

一般社団法人 宮城県LPGガス協会

目 次

第1章	総 則	
第1節	国民保護業務計画の目的	1
第2節	国民保護業務計画の基本方針	1
第3節	国民保護措置の実施に関する基本方針	1
第4節	想定する事態	2
第2章	平素からの備え	
第1節	活動体制の整備	3
第2節	関係機関との連携	3
第3節	LPガス消費者に対する情報提供、伝達体制の整備	3
第4節	管理する施設等に関する備え	4
第5節	LPガス輸送に関する備え	4
第6節	物資の備蓄等	4
第7節	LPガス安定供給	4
第8節	訓練の実施	5
第3章	武力攻撃事態等への対処	
第1節	武力攻撃事態等対策本部等への対応	5
第2節	活動体制の確立	5
第3節	LPガス消費者に対する情報提供	7
第4節	施設の適切な管理及び安全確保	7
第4章	緊急対処事態への対処	
第1節	活動体制の確立	7
第2節	応援体制の整備	8
第3節	緊急対処保護措置の実施	8
第5章	武力攻撃災害の復旧に関する措置	
第1節	応急の復旧	8
第2節	災害の復旧	9
第3節	災害時における復旧用資機材の確保	9
第6章	計画の修正	10

第1章 総 則

第1節 国民保護業務計画の目的

この国民保護業務計画（以下「この計画」という。）は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）の施行により宮城県が定める「宮城県国民保護計画」に基づき、宮城県から指定を受けた指定地方公共機関として、一般社団法人宮城県LPガス協会（以下「協会」という。）の業務に関する国民保護業務計画を作成し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための、情報の収集・伝達、応急復旧等に資することを目的とする。また、同じ目的で緊急対処事態における緊急対処保護措置を国民保護措置に準じた措置として定める。

第2節 国民保護業務計画の基本方針

武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令（有事法制及び関係政省令等をいう。以下同じ。）、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）及びこの計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、その業務に関する国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。

第3節 国民保護措置の実施に関する基本方針

この計画において、特に以下の点に留意し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施することを基本方針とする。

1 国民保護措置に関する情報提供

新聞、放送、インターネット等の広報手段を活用して迅速に国民保護措置に関する情報を提供するよう努める。

2 国民保護措置を行う関係機関相互の連携協力の確保

国民保護措置に関し、防災のための連携体制を踏まえ、平素から関係機関相互の連携体制の整備に努める。

3 国民保護措置の実施方法等に関する自主性

国民保護措置を実施するにあたって、その実施方法等については、国及び

地方公共団体から提供される情報も踏まえ、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断する。

4 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

国民保護措置の内容に応じ、国及び都道府県から提供される武力攻撃の状況その他必要な情報のほか、緊急時の連絡及び応援の体制を確立すること等により、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、国及び都道府県から生活関連等施設の管理者に対し、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施要請が出される場合には、国及び都道府県からの当該安全確保措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を入手すること等により、当該管理者及びその他当該施設に従事する者の安全確保に十分に配慮する。

第4節 想定する事態

1 武力攻撃事態

この計画で、想定される武力攻撃事態を以下の4種類とする。これらの事態は、複合して起こることも想定される。

種類	特徴
(1) 着上陸侵攻	事前の準備が可能であり、戦闘予想地域からの先行避難が必要
(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃	事前にその活動を予測・察知することが困難で、突発的に被害が生じることを想定
(3) 弾道ミサイル攻撃	発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難で、発射後極めて短時間で着弾
(4) 航空攻撃	弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易だが、攻撃目標を特定することは困難

2 緊急対処事態

この計画では、想定される緊急対処事態を以下のとおりとする。なお、緊急対処事態への対処については、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊によ

る攻撃等と類似の事態が想定される。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ①危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
- ②多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

(2) 攻撃手段による分類

- ①多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
- ②破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

第2章 平素からの備え

第1節 活動体制の整備

協会は、国民保護を的確かつ迅速に実施するため、協会員との連絡調整組織として、正・副会長及び専務理事で組織する国民保護連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。

第2節 関係機関との連携

平素から、宮城県、市町村及びLPガス関係団体との間で、国民保護措置の実施における連携体制の整備に努めるものとする。

宮城県の国民保護協議会等には、委員等を推薦し参加させる。また、同協議会等の場を活用し、情報の共有化を図るものとする。

第3節 LPガス消費者に対する情報提供、伝達体制の整備

管理するLPガス設備の被災の状況、国民保護措置の実施状況、供給物資の情報を迅速に収集・集約できるよう協会に組織される理事会及び地区LPガス協議会（以下「協議会」という。）の緊急連絡網を定める。

また、消費者に対して被害発生情報、復旧情報を伝達するため、連絡ルートの多重化、協会会員相互の連絡体制の整備に努めるものとする。

第4節 管理する施設等に関する備え

協会は、協会のLPガス販売店、LPガス充填所等の施設について、武力攻撃事態等による被害が発生した場合、被害の軽減、二次災害防止のための措置を講じるため協会相互の応援体制の整備に努めるものとする。

第5節 LPガス輸送に関する備え

国民保護措置のための緊急用物資としてのLPガスの輸送手段の確保については、県内各地の運送業者と連携し、運送手段、運送ルートを確認するための協力体制の構築に努めるものとする。

第6節 物資の備蓄等

- 1 災害対策用資機材等の確保
資機材リストの整備に努めるとともに、資機材の調達先等をあらかじめ調査しておく。
- 2 車両の確保
非常事態における迅速な出動及び資機材の輸送手段の確保を図るため、車両を常時稼働可能な状態に整備しておく。
- 3 代替熱源
移動式ガス発生設備の確保に努めるとともに、カセットコンロ類の調達ルートを明確化しておく。
- 4 生活必需品の確保
非常事態に備え、食糧、飲料水、寝具、医薬品等の生活必需品の確保に務めるとともに、定期的に保管状況を点検する。

第7節 LPガスの安定供給

国民保護措置のための緊急用燃料供給の安定を図るため、協会は、特定石油ガス輸入業者等で組織する、東北地域中核充てん所等連絡協議会との協力、連携を図るものとする。

第8節 訓練の実施

協会及び各協議会は、宮城県及び市町村が実施する国民保護措置についての訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

第3章 武力攻撃事態等への対処

第1節 武力攻撃事態等対策本部等への対応

武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針（以下「対処基本方針」という。）が定められ、宮城県に宮城県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）が設置されたときは、県対策本部を中心とした国民保護措置の推進を図るものとする。

協会は、県知事から県対策本部の設置について連絡を受けたときは、警報の通知に準じて各協議会に迅速にその旨を周知するものとする。

第2節 活動体制の確立

1 協会国民保護措置対策本部の設置等

(1) 協会国民保護措置対策本部

- ① 県対策本部が設置された場合には、必要に応じて協会国民保護措置対策本部（以下「協会対策本部」という。）を設置する。
- ② 協会対策本部は、県及び市町村からの国民保護措置の実施に関する要請の調整、情報の収集、集約、連絡及び協会と各協議会での共有、広報その他必要な総括業務を実施するものとする。
- ③ 協会対策本部を設置したときは、県対策本部にその旨を連絡するものとする。
- ④ この計画に定めるもののほか、協会対策本部の組織及び運営に関する事項については、別に定めるところによるものとする。

(2) 協議会国民保護措置対策本部

- ① 各協議会は、協会対策本部が設置された場合には、必要に応じ、協会対策本部に準じた組織（以下「協議会対策本部」という。）を設置するものとする。
- ② 協議会は、協議会対策本部を設置したときは、協会対策本部にその旨を連絡するものとする。
- ③ 協会対策本部は、協議会対策本部が設置された時は、県対策本部にその旨を連絡するものとする。

2 緊急参集の実施

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、別に定めるところにより、必要に応じ、関係職員の緊急参集を行うものとする。

3 情報の収集及び報告等連絡体制

(1) 情報収集及び報告

- ① 管理する施設等の被災の状況、国民保護措置の実施状況など武力攻撃事態等に関する情報を迅速に収集するものとし、協会対策本部は、これらの情報を集約し、宮城県に報告するものとする。
- ② 協会対策本部は、国民保護措置を実施するのに当たり必要となる安全に関する情報などについて収集を行うとともに、協議会対策本部との共有を行うものとする。

(2) 通信体制の確保

- ① 武力攻撃事態等が発生した場合には、直ちに、必要な通信手段の機能確認を行うとともに、連絡のために必要な通信手段を確保するものとする。
- ② 協会対策本部及び各協議会対策本部との間の通信についても確認するものとする。

第3節 LPガス消費者に対する情報提供

協会対策本部は、県及び市町村から武力攻撃等に関する情報を得た場合には、必要に応じ、協議会対策本部を通じ、地域におけるLPガス消費者に対し被災の状況、その他安全に関する情報の提供を行うものとする。

第4節 施設の適切な管理及び安全確保

県からの指導等により協会会員が管理するLPガス充填所については、安全の確保に十分配慮の上、巡回、警備員配置の強化など安全確保のための措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 緊急処理事態への対処

第1節 活動体制の確立

(1) 協会緊急処理事態対策本部の設置

- ① 宮城県緊急処理事態対策本部が設置された場合には、被災状況に応じて、協会緊急処理事態対策本部を設置するものとする。
- ② 協会緊急処理事態対策本部は、緊急処理事態の状況に応じ、その事務を処理するための体制を強化するものとする。
- ③ 協会緊急処理事態対策本部を設置したときは、宮城県緊急処理事態対策本部にその旨を連絡するものとする。
- ④ この計画に定めるもののほか、協会緊急処理事態対策本部の組織及び運営に関する事項については、別に定めるところによるものとする。

(2) 協議会緊急処理事態対策本部の設置

- ① 協議会は、協会緊急処理事態対策本部が設置された場合には、必要に応じ、協議会緊急処理事態対策本部を設置するものとする。

- ② 協議会は、協議会緊急対処事態対策本部を設置したときは、協会緊急対処事態対策本部にその旨を連絡するものとする。
- ③ 協会緊急対処事態対策本部は、協議会の緊急対処事態対策本部が設置された時は、宮城県緊急対処事態対策本部にその旨を連絡するものとする。

第2節 応援体制の整備

(1) 応援隊の組織

協議会会員の中から会員数に応じた人員及び必要に応じて協会緊急対処事態対策本部の協力を得て、応援隊を組織する。

(2) 応援隊の出動

被害状況に応じて、協会緊急対処事態対策本部との打合せにより、応援復旧活動を行う。

第3節 緊急対処保護措置の実施

本章に定めるもののほか、緊急対処事態においては、武力攻撃事態等の国民保護措置に準じた措置を実施する。

第5章 武力攻撃災害の復旧に関する措置

第1節 応急の復旧

協議会対策本部は、武力攻撃災害が発生した場合、LPガス設備の緊急点検を実施し、被害状況等を把握するとともに、迅速に応急の復旧のための措置を実施するよう努めるものとする。

応急の復旧にあたっては、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行うよう努めるものとする。

復旧にあたっては、協議会対策本部相互間の連絡調整に努めるものとする。

協会対策本部は、協議会対策本部からの報告を受け、被災情報及び応急の復旧の実施状況を宮城県に報告するものとする。

第2節 災害の復旧

(1) 復旧計画の策定

災害が発生した場合は、被害状況の調査を行い、正確な情報を収集し、次により復旧計画を策定する。

- ① 復旧の地域、箇所
- ② 復旧手順及び方法
- ③ 復旧要員の動員及び配置計画
- ④ 復旧用資機材の調達
- ⑤ 復旧作業の日程
- ⑥ その他必要な対策

(2) 重要施設の最優先復旧計画

被害が甚大な場合には、病院、避難所等を優先的に復旧するよう計画立案する。

第3節 災害時における復旧用資機材の確保

協会対策本部は、復旧用資機材の在庫量について、調達が必要とされる資機材及びLPガスについては、各協議会対策本部との連携をとり、次の方法等により資機材の確保を行うものとする。

- ① 取引先、メーカー等からの調達
- ② 卸売事業者、配送事業者からの応援
- ③ 被害地域以外の販売事業者からの融通

第6章 計画の修正

この計画は、協会が必要があると認めるときは、これを修正する。

附 則 この計画は、平成26年9月1日から施行する。